



浄化槽の法定検査受検のお願い！ ～よりよい水環境を守るために～

浄化槽管理者（所有者）には、浄化槽の使用にあたり、保守点検、清掃、法定検査の3つの義務があります。

（法定検査について）

浄化槽法では、適正な使用、保守点検、清掃が行われているか、また、きれいな水が放流されているかを確認する法定検査が義務づけられています。

検査は、知事が指定した検査機関である（財）鹿児島県環境検査センターの検査員が事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放流水を持ち帰って水質検査を行います。

（契約している保守点検業者が行う保守点検とは別のものです。）

これまで11人槽以上と官公署の浄化槽が検査対象となっていました。平成17年度から5～10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象とし、今年度においても、昨年度に設置した浄化槽とこれまで法定検査を受けていない浄化槽について順次検査を行うこととしています。

つきましては、検査の趣旨をご理解の上、受検していただきますようお願いいたします。

保守点検…機器の点検・調整・害虫の駆除や消毒薬の補充などを行います。

法定検査…設置工事や保守点検を含めた維持管理が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを検査しています。

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査 (5～10人層)	4,000円	6,000円



●合併処理浄化槽の補助金制度について

公共下水道を使える区域外を対象に、合併処理浄化槽の普及促進に努めています。

この合併処理浄化槽は、個人設置による家庭排水の処理施設です。設置される場合は、その費用の一部を補助する制度(右表)がありますのでご利用ください。

詳しくは、水道課下水道係へお問い合わせください。

人槽区分	補助額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

既設の単独処理浄化槽を撤去して浄化槽を設置する場合、上記補助額に90,000円を限度として加算することができます。

※下水道を使える区域外で自宅を**新築**される方は、**合併処理浄化槽設置届を早めに申請**下さるようお願いいたします。

(財)鹿児島県環境検査センター TEL099-223-3185
 県大隅地域振興局衛生・環境課 TEL0994-52-2112
 鹿児島県土木部生活排水対策室 TEL099-286-3685
 大崎町水道課 下水道係 TEL099-476-1111 内線 245,246